

# 種苗法改正に伴う沖縄県登録品種の自家増殖について

令和2年12月の種苗法改正により、令和4年4月1日から、登録品種の自家増殖は育成者権者の許諾が必要となります。

## 1 県の登録品種の取扱

沖縄県が開発した登録品種及び出願中品種については、県内生産者はF1品種等一部の品種を除き、利用条件を遵守することで、自己の栽培・養殖に用いるための増殖の許諾手続は不要です。

## 2 利用条件（遵守事項）

- (1) 当該品種の種苗を用いて得た収穫物やツル苗等を種苗として利用する場合は、自己の経営における利用に限るものとし、有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- (2) 増殖した種苗を用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないように、適切に利用すること。
- (3) 増殖した種苗のうち、自己の経営において種苗として用いなかった種苗は、遅延なく廃棄すること。
- (4) 第三者から、増殖した種苗を譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく種苗譲渡元（種苗を購入した種苗店等）を通じ、沖縄県にその旨を報告すること。
- (5) 生産性の低下や病害虫の発生源となるリスクが増えないよう、数年ごとの種苗の更新や各地域で指導されている当該品種の栽培・養殖方法に基づいた適切な利用を行うこと。

※品種毎の利用制限等は別紙をご参照下さい

※取扱に追加・修正等がありましたら随時更新いたします。

## 【沖縄県が開発した登録品種・出願中品種の取り扱いについて】

- 全品種（農林水産総務課HP）  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norinkikaku/somu/toppage.html>
- 作物・園芸品種（農業研究センターHP）  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/noken/index.html>
- 牧草品種（畜産研究センターHP）  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/chikuken/index.html>
- モズク品種（水産海洋技術センターHP）  
<https://www.pref.okinawa.jp/fish/>

沖縄県農林水産部  
農林水産総務課研究企画班  
電話：098-866-2254／FAX：098-866-2265  
E-mail：aa040002@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県登録品種・出願中品種の自家増殖等の取り扱いについて

県登録品種・出願中品種については、県内生産者はF1品種等一部の品種を除き、以下の利用条件を遵守することで、自己の栽培・養殖に用いるための増殖（自家増殖等）の許諾手続は不要です。

また、各品種の取り扱いについては表のとおりとしますので、ご確認下さい。

- ・当該品種の種苗を用いて得た収穫物やツル苗等を種苗として利用する場合は、自己の経営における利用に限るものとし、有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- ・増殖した種苗を用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないように、適切に利用すること。
- ・増殖した種苗のうち、自己の経営において種苗として用いなかった種苗は、遅延なく廃棄すること。
- ・第三者から、増殖した種苗を譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく種苗譲渡元（種苗を購入した種苗店等）を通じ、沖縄県にその旨を報告すること。
- ・生産性の低下や病害虫の発生源となるリスクが増えないよう、数年ごとの種苗の更新や各地域で指導されている当該品種の栽培・養殖方法に基づいた適切な利用を行うこと。

品目	品種名	海外への種苗の持ち出し	自家増殖等の取扱				備考
			県内		県外		
			可否	許諾手続	可否	許諾手続	
サトウキビ	Ni15、Ni17、Ni21、NiH25、Ni26、Ni28、Ni29、RK97-14、RK03-3010	禁止	可	不要	一部可	必要	県内で生産する場合は、許諾手続をなく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的とした増殖が可能 県外で生産する場合は、許諾契約を締結し育成者権者が認める範囲で増殖が可能
バインアップル（青果用）	ゴールドバレル、ジュリオスター、沖農P17(サドルチェ)、沖農P19	禁止	可	不要	否	—	県内で生産する場合は、許諾手続をなく自己の農業経営で行う果実の生産を目的とした増殖が可能
カンキツ	仲本シードレス	禁止	可	不要	否	—	県内で生産する場合は、許諾手続をなく自己の農業経営で行う果実の生産を目的とした増殖が可能
ピタヤ	インパクトルビー	禁止	可	不要	否	—	県内で生産する場合は、許諾手続をなく自己の農業経営で行う果実の生産を目的とした増殖が可能
ゴーヤー	沖農G7	禁止	否	—	否	—	F1品種の自家増殖は、品種本来の特性が発揮されないため禁止
カンショ	沖夢紫、ちゅら恋紅、ちゅらまる、沖育09-8-14	禁止	可	不要	否	—	県内で生産する場合は、許諾手続をなく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的とした増殖が可能
キク	沖の乙女、沖の紅寿、モーレピンク、沖のくがに	禁止	可	不要	否	—	県内で生産する場合は、許諾手続をなく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的とした増殖が可能
	首里の加那、首里の令黄	禁止*	可	必要	否	—	県内で生産する場合は、許諾契約を締結し育成者権者が認める範囲で増殖が可能 県外は、沖縄県専売期間終了後に育成者権者の示す条件の下、増殖が可能 ※イノチオ精興園株式会社との共同開発品種

品目	品種名	海外への種苗の持ち出し	自家増殖等の取扱				備考
			県内		県外		
			可否	許諾手続	可否	許諾手続	
パインアップル（観賞用）	ナツヒメ	禁止	可	不要	否	一	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的とした増殖が可能 ※国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構との共同開発品種
牧草	うーまく	禁止	可	不要	可	不要	許諾なく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的とした増殖が可能
	バイカジ	禁止	可	不要	可	不要	許諾なく自己の農業経営で行う農作物の生産を目的とした増殖が可能 ※国立研究開発法人国際農林水産業研究センターとの共同開発品種
モズク	イノーの恵み	禁止	可	不要	否	一	県内で生産する場合は、許諾手続きなく自己の養殖漁業経営で行う養殖物の生産を目的とした増殖が可能

\* 許諾契約により持ち出しを制限